学校名	
校長名	

学校で予防すべき感染症にかかった場合の取り扱いについて

次の表に掲げた病気にかかっている場合、他の児童生徒等に感染するおそれがありますので、「学校保健安全法施行規則」では、病気が治るまで本人の出席を停止するように定めています。

したがって、病気が治って登校する場合、下記「治癒証明書」に医師の証明をもらった上で学校に提出して下さい。なお、 出席停止期間中は、欠席扱いになりませんのでご承知おき下さい。

学校で予防すべき感染症と出席停止の期間

	学校で予防すべき感染症	出席停止期間							
第 — 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	病気が治って、医師の許可があるまで							
第 2 種	インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過する まで							
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療が終了するまで							
	麻しん(はしか)	解熱をした後3日を経過するまで							
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで							
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで							
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで							
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要な症状がとれてから2日を経過するまで							
	新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経 過するまで							
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがな いと認めるまで							
第	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症								
3	腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが いと認めるまで							
種	急性出血性結膜炎 *その他の感染症								

*上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

*群馬県では、第3種「その他の感染症」については定めないとしています。よって、手足口病や伝染性紅斑、溶連菌感染症等は出席停止扱いになりません。

※インフルエンザ、新型コロラ	トウイルス感染症	Eについ ^っ	ては、「療養幸	设告書」	を使用してく	ださい。			
	+	IJ	トリ	セ	ン				
	治	癒	証	明	書				
氏名		<u>学</u>	校名				(年	組)_
学校感染症()が治癒したので							
	_ 令和	年	月	日	_ より登校で	可能と認め	ます。		

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名